

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 16 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
審査指導課	<p>【改正趣旨】 建築基準法等の一部改正に伴い、これらの法律等を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（改正後：宅地造成及び特定盛土等規制法） ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号） ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号） ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） <p>【改正内容】</p> <p>1 宅地造成等規制法関係 別表第 28 号の 2、28 号の 3 及び第 28 号の 4 において経過措置期間に対応するための表現に修正。</p> <p>2 低炭素化法関係・建築物省エネ法関係 別表第 30 号の 9 及び第 30 号の 10 中において誘導仕様基準により算出する場合の区分を追加。</p> <p>3 建築基準法関係</p> <p>①省エネ性能向上の促進のため、構造上やむを得ない必要最小限のものに限った形態規制の緩和の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表第 38 号の 2 において容積率の適用除外に関する特例の認定申請手数料を新設 ・ 別表第 43 号において建築物の高さの限度に関する許可条項を追加 ・ 別表第 45 号の 5 において高度地区内の建築物の高さに関する特例の許可申請手数料を新設 <p>②省エネ改修を促進するため、一団地認定対象区域内の建築物を大規模な修繕等を行う場合であっても一団地の認定及び許可制度を適用できるよう対象行為を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表第 59 号、別表第 59 号の 2、別表第 59 号の 3 において、対象

行為を限定する表現を削除

【施行期日】

- 1 宅地造成等規制法関係 令和5年5月26日
- 2 低炭素化法関係・建築物省エネ法関係 公布の日
- 3 建築基準法関係 令和5年4月1日